



静岡労働局発表
平成24年6月26日

担 当	静岡労働局労働基準部監督課
	監督課長 足立和也
	統括特別司法監督官 高塚睦雄
	電話 054-254-6352

平成23年度の司法事件処理状況について

～送検件数が大幅に増加～

静岡労働局（局長 麻田千穂子）では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における平成23年度の司法事件処理状況を以下のとおり取りまとめました。

1 概要

平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、静岡労働局と管下7労働基準監督署では、合計44件の司法事件を静岡地方検察庁へ送検しました。

送検した事業場の件数は前年度より24件増加し、業種別の内訳では、建設業が16件（36.4%）と最も多く、次いで製造業が9件（20.5%）、運輸交通業が4件（9.1%）でした。

また、違反事項別では、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が20件（45.5%）、賃金不払が14件（31.8%）、労災かくしが6件（13.6%）などでした。

2 違反事項の内容

（1）危険防止措置義務違反

危険防止措置義務違反20件のうち、墜落・転落災害を契機とした送検事案が6件、クレーンによる災害を契機としたものが4件、フォークリフトによる災害を契機としたものが3件でした。

（2）賃金不払

賃金不払事件14件のうち、定期賃金に係るものが12件、時間外労働等に対する割増賃金に係るものが2件であり、また、派遣労働者に係るものは1件でした。

（3）労災かくし

休業4日以上労働災害が発生した場合にはその都度遅滞なく、休業1～3日の労働災害の場合は四半期分をまとめて、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

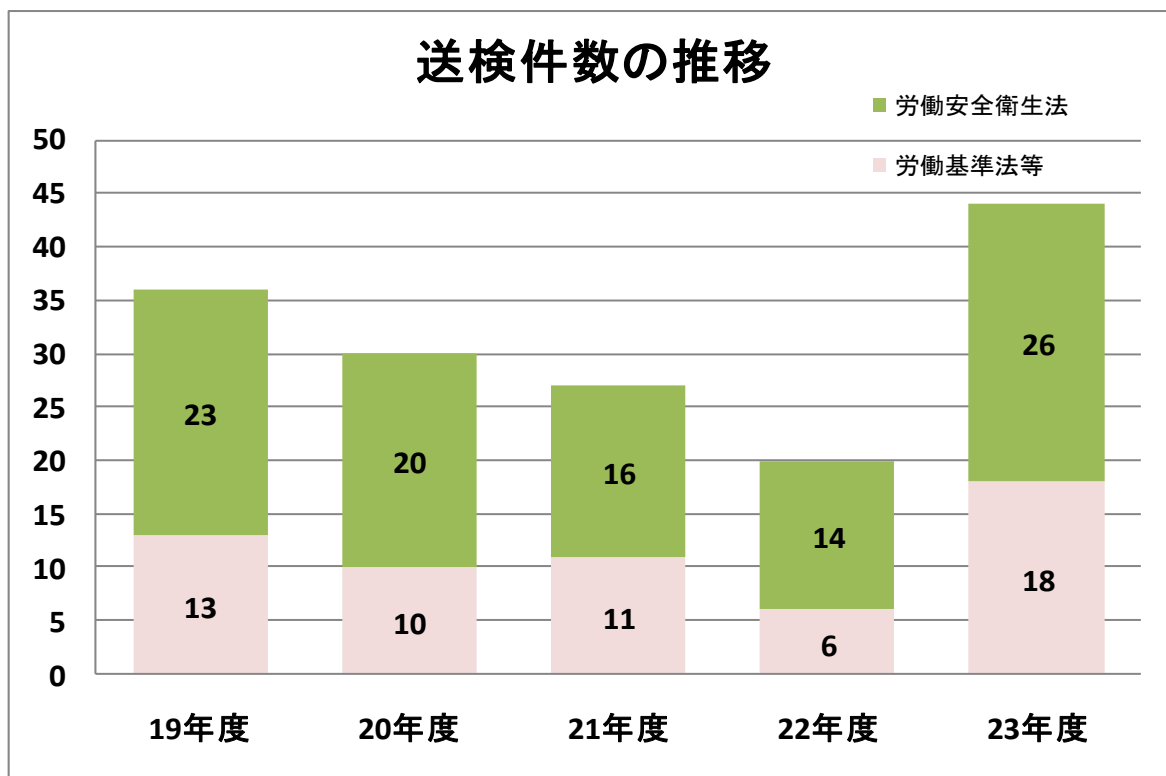
平成23年度の労災かくしの送検事案は6件で、いずれも労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署に提出しなかったものでした。

（4）以上のほか、貨物自動車運送業における長距離運転者の労働時間に係るものが2件、賃金台帳への労働日数の記載に係るもの及び就業規則の変更に係るものが各1件でした。

3 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していくこととしています。

(参考)



主要違反事項の内訳

年度	労働安全衛生法		労働基準法等				計
	危険防止措置	労災かくし	賃金不払	労働時間	労働条件通知	その他	
19年度	14	9	8	2	2	1	36
20年度	14	6	6	2	1	1	30
21年度	11	5	9		1	1	27
22年度	12	2	4			2	20
23年度	20	6	14	2		2	44

平成23年度送検事例

1 危険防止措置義務違反

- 木造2階建て住宅の屋根塗装工事において、高さ約6メートルの屋根上から労働者が墜落して負傷（頸椎骨折・脊髄損傷）した労働災害に関して、手すりを設ける等の墜落による危険を防止するための措置を講じていなかった（労働安全衛生法違反）。
- 鋳物業を営む事業所において、つり上げ能力約2.8トンの天井クレーンを使用して荷をつり上げる（玉掛けする）作業中、荷に掛けた治具が外れ、その反動でクレーンのフックが玉掛け作業を行っていた労働者の左目に当たって失明した労働災害に関して、当該労働者に無資格で玉掛け業務を行わせた（労働安全衛生法違反）。
- 製材業を営む事業所において、フォークリフトのフォークの上に労働者を乗せて倉庫の桁に防鳥ネットを張る作業を行わせていたところ、当該労働者が約3.5メートル下の地面に墜落して死亡した労働災害に関して、フォークリフトを主たる用途以外の用途で使用した。（労働安全衛生法違反）
- 金属製品製造業を営む事業所において、圧力能力200トンのプレス機械を使用させていた外国人技能実習生が当該プレス機械に頭部を挟まれて死亡した労働災害に関して、故障していたプレス機械の安全装置を修理・補修せずに使用させた（労働安全衛生法違反）。

2 賃金不払*

- 労働者派遣事業を営む事業主が、静岡県内の工場に派遣していた派遣労働者7名に対して、平成21年9月から平成22年4月までの定期賃金総額約236万円を所定支払日までに支払わなかった（最低賃金法違反）。
- 旅館業を営む事業主が、労働者3名に対して、平成22年8月分から平成23年10月分までの定期賃金総額約600万円を所定支払日までに支払わなかった（最低賃金法違反）。

3 労災かくし

- 配送先で荷下ろし作業を行っていたトラック運転手が、フォークリフトに左足をひかれて骨折し、38日間入院する等の労働災害が発生したのに、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出せず、療養費用及び休業補償の一部を負担しなかった（労働安全衛生法及び労働基準法違反）。
- 住宅の塗装工事を行っていた労働者が屋根から墜落して両足を骨折する休業4日以上労働災害が発生したのに、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなかった。（労働安全衛生法違反）。

4 その他

- 長距離運転業務中に追突事故を発生させた大型トラックの運転手に対して、時間外労働に関する労使協定（36協定）の限度を超え、最大で1日8時間の時間外労働を行わせていた（労働基準法違反）。

*（注）定期賃金不払事件については、最低賃金法の改正で、同法第4条違反の罰則が労働基準法第24条違反の罰則より重くなったため、平成20年7月以降の事件は、労働基準法違反ではなく、最低賃金法違反として送検している。